<u>通知電気工事業者</u>は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、 その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※自家用電気工作物に係る電気工事のみを行う方で、かつ、建設業許可を受けていない方

# 様式第15の2 (第12条)

		通	知	電	気	工事業者通知票	
通	知   先					千葉県知事通知第〇〇〇〇〇号	1
通	知	Ø)	年	月	日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	2
氏	名	又	は	名	称	株式会社〇〇〇	3
代	表	者	<i>(</i> )	氏	名	00 00	4
営	業	所	<i>(</i> )	名	称	000000	<b>⑤</b>

## (備考)

- 1 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識に記載する事項は、受理通知書や開始通知書等を参考とすること。
- 3 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更通知書を提出すること。

## 参考

## 電気工事業開始通知受理通知書

住 所

氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 **③** 

上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に 関する法律第17条の2第1項の規定による通知があった ことを証明します。

平成 年 月 日

#### 千葉県知事

- 1 通知年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2

様式第14の2 (第10条の2)

## 電気工事業開始通知書

住 所

氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 3

法人にあっては

代表者の氏名 ○○ ○○ ④

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1. 営業所
  - 営業所の名称 ○○○○○○ 営業所の所在地

(5)

- 2. 法人にあっては、その役員の氏名
- 3. 電気工事業の開始予定年月日